

I 川崎市子どもの権利に関する行動計画の概要

1 行動計画策定の目的

「川崎市子どもの権利に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）は、川崎市子どもの権利に関する条例*（以下「子どもの権利条例」という。）に基づき、子どもにかかるあらゆる施策に子どもの権利の視点を導入するなど、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるために策定するものです。

川崎市は、子どもの権利条例を2001（平成13）年4月から施行しています。この条例は、子どもの権利に関する総合的な条例であり、条例案づくりの大きな特徴は、子どもをはじめとする市民参加の中で進めたことです。この条例案づくりの過程では、「条例の理念・子ども観」「子ども参加と居場所づくり」「子どもの権利と救済」「子ども施策の推進と評価」など、子どもにかかるさまざまな事柄が論議されました。

行動計画の策定も、こうした論議の中から提案され、子どもの権利にかかる具体的な制度や仕組みを着実に進めるために、子どもの権利条例第36条に規定されたものです。

2 行動計画策定の経過

(1) 子どもの権利施策推進部会の設置

本市は、子どもの権利条例の施行に合わせて、子どもの権利に関する施策を総合的に進めるために、市民局人権・男女共同参画室に、子どもの権利担当を新設しました。

子どもに関する事業は、各局がそれぞれ施策目的に沿って実施しているものであり、さらに、市全体で子どもの権利保障の推進に取り組むためには、子どもの権利の視点を基本とした横断的な調整・連携を図ることが必要です。そのことを目的に、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議*の部会として、2001（平成13）年6月に、関係部署で構成する子どもの権利施策推進部会を設置しました。

2003（平成15）年9月には、子どもの権利施策推進部会に、行動計画に関する職員で構成する行動計画策定作業部会を設置し、行動計画策定に向けての課題を検討してきました。

*本文中*を付した語句については、50ページからの用語説明を参照してください。

(2) 質問と川崎市子どもの権利委員会からの答申

本市は、2001（平成13）年9月に、子どもの権利条例第38条に基づいて設置した川崎市子どもの権利委員会*（以下「権利委員会」という。）に、「川崎市における子どもの権利に関する行動計画について」及び「川崎市における子どもの参加の検証について」を質問しました。

権利委員会は、質問事項の審議にあたり、本市と共同で、2002（平成14）年3月に、子どもの権利に関する実態や意識を把握するため、子ども、市民及び職員に対するアンケート並びに障害のある子ども、多様な文化的背景をもつ子ども及び児童養護施設等に入所している子どもを対象としたヒアリング等調査を実施し、その結果を「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書*」としてまとめました。また、権利委員会では、子どもに関する施策について行政が行った自己評価結果を基に、子ども、市民及び職員と対話をを行うなど、さまざまな角度から審議した結果を、2003（平成15）年11月に「子どもの参加に関する検証結果について*」としてまとめ、市長へ答申しました。

本市は、この答申を受けて、2004（平成16）年3月に「市が講じた措置及び講じようとしている措置*」を公表しました。権利委員会は、市が公表した措置を踏まえ行動計画について審議し、市民の意見を聴きながら、2004（平成16）年8月に『『川崎市子どもの権利に関する行動計画』策定に向けて～子どもの意見表明・参加を中心に～*』としてまとめ、市長へ答申しました。

(3) 子どもの意識調査の実施

本市は、「川崎市総合計画*」、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」、「川崎市次世代育成支援対策行動計画*」及び「かわさき教育プラン*」の策定を並行して準備していました。これらの計画は、いずれも子どもの生活にかかわることから、計画の基礎となる事柄について、子どもの意見を聴くために、2004（平成16）年3月に、関係局が合同で川崎市子どもの意識調査*を実施しました。

(4) 市民意見の募集

本市は、2004（平成16）年11月に「川崎市子どもの権利に関する行動計画（素案）」を公表し、市民意見を募集しました。また、市民意見の募集に当たっては、市民と直接意見交換を行うことに重点をおき、出前型フォーラム等を開催しました。

3 行動計画の性格

- (1) 行動計画は、子どもの権利条例に基づいて策定したものであり、子どもの意見表明・参加を推進することを中心に、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための市の目標と取組を示したものです。
- (2) 子どもの生活場面での権利保障を進めるためには、行政と子どもにかかわるおとなとの連携が重要なため、この行動計画は、地域における市民、市民グループ等*との連携・協働を目指しています。
- (3) 行動計画は、「川崎市総合計画」をはじめ市のさまざまな計画との整合性を図っています。

4 行動計画の期間

行動計画の期間は、2005（平成17）年度～2007（平成19）年度の3年間とします。この行動計画は、子どもの意見表明・参加を中心とした子どもに関する施策に焦点をあてたものであり、また、社会状況の変化の中で子どもの権利に関する動向を見守る必要があり、さらに、この行動計画に基づく各局の事業の実施状況を検討するため、行動計画の期間を3年間としました。

引き続き次期行動計画の策定を進めます。

5 行動計画の体系図

